の額（	第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項	の額の三分の二に相当する額（	第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第三項	と併給年金	第百二十六条第一項
の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額の三分の二に相当する額を退職給付の額（第三項において同じ。）	の三分の二に相当する額と併給年金	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する附則給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に相当する保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に相当する保険給付の三分の二に相当する額とし、旧地共済職域加算退職年金、減額退職年金、減額退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は通算退職年金若しくは旧国共済法にあっては、職域加算退職年金若しくは通算退職年金若しくは通算退職年金若しくは旧国共済法にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）	相当する額に二分の三を乗じて得た	という。）と
相当する額に二を乗じて得た	控除後年金総額を	控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を	附則第六十五条及び第六十九条	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第四十四条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条	という。）の二分の一に相当する額と

第百三十四条第一項	という。）と	適用後の併給年金の額	控除後年金総額を	相当する	

（追加費用対象期間を有する団体職員であった再就職者に係る退職共済年金等の額の特例）

第百四十条　なお効力を有する改正前地共済施行法第八十九条各号に掲げる者に係る平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条障害共済年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額については、これらの者は団体更新組合員（なお効力を有する改正前地共済施行法第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員をいう。）であるものとみなして、平成二十四年一元化法附則第七十二条、第七十四条及び第七十六条の規定を適用する。

第五節　退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例

第百四十一条　改正前地共済法による退職共済年金等及び改正前地共済法による遺族共済年金等（なお効力を有する改正前地共済法第九十七条第二項又はなお効力を有する改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法をいい、平成二十七年厚年経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第六十条第二項の規定によりその額が算定されるものを除く。）の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二、なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。）について、これらの年金である給付のいずれかが第五十八条第三項に規定する控除対象年金であり、かつ、控除前退職共済年金等の額（退職共済年金額算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）及び老齢厚生年金額算定規定により算定した額（第三号厚生年金のうち老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。）の合計額をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、退職特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる退職特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を有する者については、老齢厚生年金相当額を加えた額とする。次項において同じ。）と控除前遺族共済年金等の額（遺族共済年金額算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）又は遺族厚生年金額算定規定により算定した額（第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。）をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる遺族特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を有する者については、平成二十七年国共済経過措置政令第十三条第一項第九号又は第十号の規定により算定した